

令和5年度 福祉用具専門相談員指定講習会開催要綱

1. 目的

介護保険制度の円滑な運営に資するため、指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業において必要な知識、技能を有する者の養成を図ることを目的とする。

2. 実施者等

実施者：佐賀県在宅生活サポートセンター

(作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体)

指定者：佐賀県

3. 研修対象者

福祉用具専門相談員を目指すもので、当講習会カリキュラムを全て受講できることとします。

※保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の資格を有する方は、福祉用具専門相談員とみなされます。

4. 研修科目

別紙日程表のとおり

5. 研修開催期間、研修会場及び受講定員

開催期間：令和5年10月28日(土)、29日(日)、

11月4日(土)、5日(日)、19日(日)、

12月2日(土)、3日(日)、9日(土) 計8日間

会場：さがサポセンターいきいき館 2階研修室

佐賀市神野東2-6-1

受講定員：20人

6. 受講申込締切

令和5年10月6日(金)まで

7. 申込方法

講習会の受講を希望される方は、次の書類を申込締切日までに当センターに郵送(当日消印有効)又は持参のこと。

8. 研修費用及び支払方法

(1) 研修費用

受講料 38,500円(消費税10% 3,500円含)

テキスト代 3,850円(消費税10% 350円含)

※一般社団法人シルバーサービス振興会編集、中央法規出版発行の「新訂福祉用具専門相談員研修テキスト第2版」を使用。

既にこのテキストを所有する者は、事前に当センターに連絡すること。

(2) 納付方法

受講料及びテキスト代は講習会初日に会場で徴収。(お釣りがないように)

(3) 受講料及びテキスト代の返金はありません。

9. 講習受講決定

(1) 講習受講決定者には 10 月 20 日までに電話で連絡する。

ただし、受講希望者が定員を超過した場合は、受講者の要件を審査した上で抽選により受講の可否を決定する。

(2) 受講ができない方についても、10 月 20 日までにその旨連絡する。

10. 講習修了証書の交付

講習の課程を全て受講し、修了評価に合格した者を講習修了者とし、当センター所長による福祉用具専門相談員指定講習会の修了証書を交付する。

11. 欠席に対する対応

50 時間受講できない場合は修了評価を受けることができません。

病気等やむをえない理由で欠席する場合は医師の診断書等の証明書を提出してください。ただし 3 日以上欠席の場合は受講中止となります。

受講中止となった場合、来年度当センターで同講習会を再受講する場合に限り、今年度受講した単元が免除されます。

再受講の場合でも通常の受講料となります。

12. その他

1) 実習を含む講義がありますので、動きやすい服装でご参加ください。

2) 申し込みに関する個人情報、研修事業のみの目的で使用することとし、他の目的で使用することはありません。

3) 感染拡大、自然災害等により、研修の開催が困難であると判断した時は、急遽、日程変更などの対応をとる場合があります。研修の延期・中止が決定しましたら受講者にご連絡いたします。また、佐賀県在宅生活サポートセンターのホームページよりお知らせします。

13. 問い合わせ先

佐賀県在宅生活サポートセンター (担当：小池、中西)

〒840-0804

佐賀市神野東 2-6-1 さがサポセンターいきいき館

TEL 0952-31-8655

FAX 0952-30-2591

E-mail info@saga-zaitaku-seikatu.jp